

○飯塚市市勢要覧広告掲載実施要領

令和元年8月29日
飯塚市告示第113号

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市広告掲載要綱(平成20年飯塚市告示第240号。以下「要綱」という。)の規定に基づき、飯塚市市勢要覧(以下「市勢要覧」という。)に掲載する広告(以下「市勢要覧広告」という。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の基準)

第2条 市勢要覧広告は、飯塚市広告掲載基準(平成20年飯塚市告示第242号。以下「掲載基準」という。)に適合するものでなければならない。

(広告の規格等)

第3条 市勢要覧広告の規格は、縦70ミリメートル、横86.5ミリメートルの大きさとする。

(掲載期間)

第4条 市勢要覧広告の掲載期間は、市勢要覧の発行契約を単位とする。ただし、当該市勢要覧の発行から4年を経過する前に市勢要覧を更新したときは、当該更新された市勢要覧にも広告を掲載するものとする。

(募集方法)

第5条 広告主の募集は、原則として公募により行うものとし、ホームページ等への掲載で周知するものとする。ただし、市長が適当と認める場合は、次の方法のいずれかにより行うものとする。

- (1) 広告主に直接、市勢要覧広告の掲載を依頼する方法
- (2) 広告取扱業者に広告の掲載希望者の募集を依頼する方法

(申込み及び決定)

第6条 市勢要覧広告の掲載を希望する者は、次に掲げる資料を申込書(別紙様式)に添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 市勢要覧広告の原稿
- (2) 市勢要覧広告に係る事業等を説明する資料
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、掲載の可否を決定し、通知するものとする。

3 前条本文の規定による公募を行った場合であって、申込者の数が市勢要覧広告の

掲載枠数を超えたときは、次の各号の順位を掲載の順位とし、同順位の場合にあつては抽選により掲載予定者を決定するものとする。

- (1) 公共性又は公益性が高いと認められるもの
- (2) 市内に事業所等を有する団体からのもの
- (3) 前2号に掲げるもの以外

(掲載料)

第7条 市勢要覧広告掲載料は、1枠当たり25万円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

(掲載の中止)

第8条 市長は、広告主が次の各号のいずれかに該当する場合は、市勢要覧広告の掲載を中止することができる。

- (1) 広告原稿が期限までに提出されなかったとき。
- (2) 広告掲載料が期限までに納入されなかったとき。
- (3) 当該市勢要覧広告の掲載により、市勢要覧の公共性等を害するおそれが生じたとき。
- (4) 広告主が市勢要覧広告の掲載の中止を申し出たとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が市勢要覧広告の掲載が適当でないと認めるとき。

2 前項の規定により掲載を中止するときは、その旨を広告主に通知するものとする。

(掲載料の返還)

第9条 既納の広告掲載料は原則として還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告掲載できないと市長が認めた場合は、この限りでない。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

飯塚市市勢要覧広告掲載申込書

(宛先)

飯塚市長

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者役職名・氏名

印

連絡先 電話

FAX

E-mail

飯塚市市勢要覧広告掲載実施要領第6条に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

1 業種

2 掲載希望枠数

3 広告の内容等

4 遵守事項

- (1) 申込みに当たっては、飯塚市市勢要覧広告掲載実施要領を遵守します。
- (2) 広告の掲載に当たっては、法令(飯塚市の条例、規則等を含む。)を遵守するとともに、飯塚市の指示に従います。

5 添付書類

- (1) 市勢要覧広告の原稿
- (2) 市勢要覧広告に係る事業等を説明する資料